

2018年2月23日

No. 17013

お客様各位

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケース(通称 Smart Luggage\*)の旅客手荷物としての IATA 危険物規則が、2018年1月15日発効で改定となりました。それに伴い、当社では当該品目の貨物としての取り扱いを下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(現時点では貨物としての ICAO/IATA 危険物規則の変更はございません。本案内はあくまでも当社貨物取り扱いに限定した措置となります。)

\*Smart Luggage = リチウム電池を内蔵・装着した多機能スーツケースで、他の電子機器(スマートフォン、PC等)への充電、GPS、自動施錠等の機能を有している。

## 記

### 1. Smart Luggage の弊社貨物としての取り扱い

Smart Luggage は、旅客手荷物としては携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)や予備電池と同様に扱われており、電池単体としての性質を強く持つことから、**当社としては当該品目を UN3480 リチウムイオン電池(単体)と分類し、IATA 危険物規則に従い、当該物品の当社便での貨物としての受託及び輸送を禁止といたします。**

(ただし内蔵・装着されたリチウム電池がボタン電池の場合は制限の対象外)

### 2. 適用開始日

2018年3月1日(木)より(搭載日ベース)

### 3. その他

- ① UN3480 リチウムイオン電池(単体)は、IATA 危険物規則における「航空郵便で輸送可能な危険物」には含まれないので、当該物品は郵便としても受託不可・輸送不可となります。
- ② 「リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表」に本内容を反映しましたのでご参照願います。

[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

以上